

東企交第 51 号

平成 24 年 10 月 23 日

東北地方交通審議会 会長 殿

東北運輸局長

長谷川 伸一

諮 問 書

下記の事項について、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

記

「東北観光基本計画」の策定について

諮 問 理 由

平成 20 年に策定された「東北観光基本計画(以後「本計画」とする。)」は、「観光立国推進基本計画(平成 19 年 6 月 29 日閣議決定)」に基づいて策定されたものであるが、「観光立国推進基本計画」は今後 5 年程度を見通して策定されており、本計画も同様に 5 年間を対象としている。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災とその後発生した津波は、東北地方の太平洋沿岸を中心に甚大な被害をもたらし、宿泊施設や観光施設に甚大な被害を及ぼした。また、原発事故に起因する風評被害により、東北への旅行を控える消費者の動きもあり、震災後 1 年 7 ヶ月を経過した現在でも、訪問者数が以前の水準まで戻っていない観光地が多い。

その後平成 24 年 3 月に新たな「観光立国推進基本計画」が閣議決定されたのをを受けて、震災後の東北地方における観光振興に関する総合的かつ計画的な施策推進を図る上で、本計画も新たな「東北観光基本計画」として策定する必要がある。